

平成 17 年 12 月

会 告

会員各位

有限責任中間法人日本核医学会の設立

有限責任中間法人 日本核医学会
理 事 長 日下部きよ子
前理事長 利波 紀久

以前より検討してきました日本核医学会の法人化に関して、平成 17 年 11 月 10 日の理事会・評議員会および 11 月 12 日の総会において有限責任中間法人日本核医学会定款および定款細則が承認され、それを受け法人設立の諸手続きが行われ、最終的に 11 月 21 日をもって有限責任中間法人日本核医学会が設立されましたのでお知らせいたします。

引き続き、法人化の大きな目的の一つである核医学専門医の広告が可能となるよう手続きを進めておりますので、今後とも会員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。